

複写

2021年1月5日

〒850-0876 長崎市販町5番24号向ビル201

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福 崎 博 孝 殿

大阪市北区梅田二丁目5番25号

株式会社阪急交通社

代表取締役 酒 井 淳

複写

〒104-0061

東京都中央区銀座5丁目4番3号対鶴館8階

五木田・三浦法律事務所銀座オフィス

電話 03(6826)1222 F A X 03(6826)1231

上記代理人	弁護士	三	浦	雅	生
	弁護士	山	本		厚
	弁護士	石	川	雅	子
	弁護士	岡	野	陽	子
	弁護士	河	野	裕	輔
	弁護士	住	吉	大	輔

複写
回答書

冠省 当職らは、株式会社阪急交通社（以下「当社」といいます）からの依頼により、当社の代理人として貴法人に対し、貴法人からの令和2年11月24日付申入書に対し以下のとおり回答します。

上記申入書記載の「申入れの趣旨」についてはいずれも応じることはできません。

貴法人からは、当社の募集型企画旅行商品における、2名で申込がされた旅行で1名が旅行を取り消した際等に残りの1名から1人部屋追加代金を収受しつつ、取り消した1名から取消料を収受する当社の定めが消費者契約法9条1号に照らし違法であると主張され、その理由として、①1人部屋追加代金が当社及びホテルの損害と相当因果関係のある利益と捉えることができる、②1人部屋追加代金が発生した場合は、その限度で再販売率が100%と評価できる、③グループで旅行を申し込んだ旅行を1名が取り消すと参加人数が減少しているのに全体の支払額が増加するのが理解に苦し

複写



む、以上3点から、1人部屋追加代金が取消料から控除されるべき、と主張されていますので、順に当社の見解を述べます。

1 「1人部屋追加代金が当社及びホテルの損害と相当因果関係のある利益と捉えることができる」とされる点について

1人部屋追加代金をもって当社やホテルの「利益」と考えることはできません。

1人部屋追加代金は、ホテル・旅館（以下「ホテル等」といいます）での客室の料金設定を踏まえた追加代金です。すなわち多くのホテル等では、おそらくは客室の利用効率を考慮してと思われますが、2名で1室を利用する場合の方が、1名のみで1室を利用する場合よりも1名あたりの宿泊料が低額に設定されています。旅行会社はこうした設定に応じた対価をホテル等に支払うことで客室を手配しますが、例えば旅行の申込みのあった2名のうち1名（以下「取消旅行者」といいます）が旅行を取り消したときは、残った1名（以下「残存旅行者」といいます）からは、もともと「2名で1室を利用する場合」の宿泊料に相応する旅行代金しか収受していないことになるため、改めて「1名のみで1室を利用する場合」の宿泊料に相応する旅行代金を収受し直す必要上、1人部屋追加代金を申し受けるだけのことです。言い換えると、ことさらに2名が旅行を申し込んだ時点を起点に考えることで、あたかも旅行会社に「利益」が生じたように見えるだけのことであり、旅行会社は本来必要な費用を旅行者から収受するものに過ぎず、1人部屋追加代金をもって利益あるいは貴法人が主張される「奇貨」等ということとはできません。

また上記の例で2名で申し込まれた旅行契約であっても、契約は旅行会社と旅行者各自との間に複数成立します。1人部屋追加代金が、あくまでも残存旅行者との間の契約に基づき残存旅行者から収受する金員である以上、この金員が、別の契約である当社・取消旅行者間の旅行契約の取消しないしはこれによる当社損害等との間の相当因果関係を観念すること自体、理論的にも困難です。

2 「1人部屋追加代金が発生した場合は、その限度で再販売率が100%と評価できる」とされる点について

この2点目のご主張についても、残存旅行者について発生する1人部屋追加代金を、取消旅行者の契約にかかる旅行の再販売率の基礎として考慮されていること自体、契約の個数を無視する考え方と言わざるを得ません。

また貴法人からは「100%」等と具体的な数字を挙げて主張を展開されていますが、貴法人が問題とされる消費者契約法9条1号では、消費者契約が解除された場

合の損害賠償等を定めた条項のうち、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」は当該超える部分は無効とされ、ここに「平均的な」損害と規定されるとおり、消費者契約では、情報格差等で事業者に劣る消費者を保護する必要がある一方で、多数の同類型の契約問題でもあるため、個別の契約に即し損害をきめ細かく算定するのは無理であるため、このような無理を事業者に強いることで、利便性を損なうという意味で消費者にとっても不利益であると考えられるため、損害実額をきめ細かく算定する方式ではなく「平均額」の算定方式として規定されたものと解されます。翻って旅行契約においては、当社を含むほとんどの旅行会社は、観光庁長官及び消費者庁長官が定めた標準旅行業約款（旅行業法12条の3）と同じ内容の旅行業約款を使用していますが、旅行契約のうち貴法人申入書で指摘される募集型企画旅行契約については、標準旅行業約款では、「募集型企画旅行契約の部」の別紙として取消料規定が置かれ、取消時期による区分に応じ「〇〇%以下」等として取消料率の上限が設定されています。この取消料規定が「平均額」と言えるかどうかですが、標準旅行業約款が消費者庁長官の関与のもとで定められた以上、上記のような取消料率の上限以内の取消料の設定は、消費者契約法9条1号との関係でも合理的な根拠に基づく平均額と認められたものと見られます。

さらに1人部屋追加代金に着目すると、標準旅行業約款「募集型企画旅行契約の部」では、1人部屋追加代金の収受を想定した規定が設けられ（14条5項）、そうでありながら、上記取消料規定では同行者に1人部屋追加代金が発生する場合とそうでない場合とで特段の区分を設ける等していないことからすると、そこまでの細かな分類は「平均額」の算定にあたり必要とされてはいないというほかありません。そうすると、個別のケースでの「部分的な」再販売率を問題とされ、これが仮に100%と言えたとしても、そのことが消費者契約法9条1号に抵触する理由にならないことは明らかです。

3 「グループで旅行を申し込んだ旅行を1名が取り消すと参加人数が減少しているのに全体の支払額が増加するのが理解に苦しむ」とされる点について

ここで指摘されるようなご意見は、上記1で述べたような1人部屋追加代金の仕組みと旅行契約の個数を正しく理解されていないことに起因すると言わざるを得ないものです。

他方そうした理屈を離れて、複数名の申込全体をひとかたまりとして捉えることで、1名の取消により人数が減少していながら費用総額が増額されるケースでは、

不満を抱かれるという心情もまた理解できないことではありません。

しかしこの点は、各社が営業上の配慮から個別のケースに応じ、例えば1人部屋追加代金を免除する等の運用があり得るにせよ、当社パンフレットや旅行条件書は上記2で述べたような標準旅行業約款に準拠して作成された以上、1人部屋追加代金が発生するケースでこれを残存旅行者から収受しつつ、同時に取消旅行者から取消料を収受するという定めもまた、消費者契約法9条1号との関係で許容されていると解するほかありません。

以上、貴法人の論拠のいずれについても理由がないと考えるので、申入書記載の「申入れの趣旨」についてはいずれも応じることはできません。悪しからず、ご了解下さい。 草々

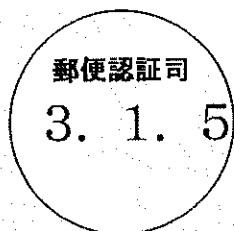
※ 上記内容の回答書を2020年12月23日付で本書面同様の形式で発送しましたが、受取期間経過を理由に差出人（当職ら）に返送されたため、再度上記内容を本日付で発送するものです。1回目配達の際、2020年12月25日に配達担当者が貴法人入口付近の「毎週火曜日 10:30 ~ 13:30 開いています」といった内容の案内を確認し、同月29日（火曜）に貴法人が対応されるものと予想して不在票を投函したことが、郵便局への問合せで判明したので、その旨ここに付記します。

差出人 〒104-0061
東京都中央区銀座5丁目4番3号対鶴館8階
五木田・三浦法律事務所 銀座オフィス

受取人 〒850-0876
長崎県長崎市賑町5番24号向ビル201
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

弁護士 三浦雅生

理事長 福崎 博孝殿



この郵便物は令和3年1月5日
第12485198342号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：2021010510060400100001号

4 / 4頁

